技能実習生の死体遺棄事件をめぐるソーシャルワーク の視座からの検討――妊娠・出産をめぐる排除とソー シャルワークの倫理

Examination from a social work perspective of the case of the abandonment of a trainee's corpse—Exclusion and social work ethics regarding pregnancy and childbirth

文教大学 星野晴彦 Bunkyo University Haruhiko HOSHINO

Keywords: reproduction, technical intern training program, social work

1.はじめに

日本の技能実習制度において、外国人実習生は 「労働者」ではなく「研修生」として制度上位置 づけられている。そして、女性実習生に対しては、 妊娠や恋愛といった私的領域にまで及ぶ監視と統 制が、制度運用の実態として常態化している。妊 娠が判明した場合には、帰国指導、途中解雇、契 約解除といった処遇が公然と行われ、それに抗う 術を彼女たちはほとんど持ち得ない。こうした状 況は、生命に関わる根源的営みである妊娠すらも 抑圧し、女性実習生を「生きる主体」としてでは なく、制度に従属する一機能として扱う構造的暴 力の一形態である。制度上、妊娠・出産は禁止さ れてはいない(1)。しかし、現場では「妊娠=制度 違反」という暗黙の了解が支配しており、そのた めに女性たちは妊娠を告げることすらできず、支 援から排除され四、孤立の中で苦しみを深めてい く。そこに見えるのは、制度的沈黙と無援の構造 である。この構造的排除の現実を象徴的に浮かび 上がらせたのが、3人のベトナム人の技能実習生 の死体遺棄事件である。いずれの事例も、妊娠を 職場や管理者に知られることへの恐れから、相談 すらできず、死産を迎え、医療機関にアクセス することもできず、社会的支援にもつながれない まま、彼女たちは「加害者」として司法の場に立 たされたのである。

今こそ、不可視化された声に応答する社会福祉の専門職が行う支援(ソーシャルワーク)の再構築が問われている。研究方法は、関連する先行研究の整理を基礎とし、支援団体へのインタビュー調査を含むフィールドワーク的手法により得られた知見の分析と考察に基づくものである。

2. 元技能実習生における孤立出産・死産事件と その法的帰結

ベトナム人元技能実習生による孤立出産・死産事例を取り上げる。それぞれの事件において、当事者が直面した制度的・社会的困難を明らかにするとともに、刑事司法の判断がいかなるものであったかを以下に示す。彼女たちの支援団体である「コムスタカー外国人と共に生きる会」の資料(3)を中心に整理した。

2018年8月、ベトナム国籍の技能実習生レー・ティ・トィ・リン(以下、リンさん)は、熊本県内の農園において技能実習に従事していた期間中、妊娠していることに気づいた。しかし、「妊娠が発覚すれば強制帰国させられる」との恐れから、妊娠の事実を誰にも告げることができず、孤立したまま出産に至る。2020年11月15日、住居内で双子を早産し、いずれも死産となった。リンさんは深い悲しみのなか、わが子の遺体をタオルで丁寧に包み、名前と追悼の言葉「天国でゆっくり休

んでください」と記された手紙を添え、段ボール に納めて自室のキャビネットの上に安置し、一晩 を共に過ごした。翌日、雇用主の同行のもと病院 を受診し、医師に死産を告白。その結果、病院か らの通報により同年11月19日、死体遺棄容疑で 逮捕、12月10日に起訴された。一審・二審の裁 判所はリンさんの行為を死体遺棄罪に該当すると して有罪を言い渡したが、2023年3月24日、最 高裁判所第二小法廷(草野耕一裁判長)はこれら の判決を破棄し、無罪を言い渡した(最高裁判所 第二小法廷判決 令和5年3月24日)。最高裁は、 「死体遺棄罪の『遺棄』とは、習俗上の埋葬等と 相いれない態様で死体を放棄または隠匿する行為 を指す」としたうえで、「リンさんの行為態様は『遺 棄』には該当しない」と判断し、「破棄しなければ 著しく正義に反する」と明言した。

3.結果および考察

リンさんは来日前に 150 万円の借金を背負い、技能実習生として来日。来日後は休日もなく働き続け、帰国費用の負担や制度からの排除への恐れから、妊娠について誰にも相談できないまま、出産・死産を迎えた。彼女の行為は、母としての誠実な弔意に裏打ちされたものであったにもかかわらず、刑事訴追を受けた事実は、技能実習制度における女性の身体と尊厳の問題を鋭く浮かび上がらせるものである。

女性技能実習生の妊娠・出産に関する明確な規定や対応策の欠如が、構造的な人権侵害を惹起する土壌となっていることが浮き彫りとなった。こうした制度的空白は、個別の深刻な事案が「事件」として表面化することによってのみ社会的に可視化されており、制度としての予防的介入や支援体制が著しく脆弱である点が、改めて問われなければならない。にもかかわらず、現行のソーシャルワーク実践において、こうした課題に真正面から応答しようとする取り組みは依然として限定的であり、学術的にも本領域に対する理論的・実証的検討はきわめて乏しい状況にある。

苦悩に寄り添い、癒しを支えるというソーシャルワーク専門職の責務について述べておきたい。 技能実習制度のもとで、妊娠・死産・遺棄として 逮捕されるという出来事に一人で向き合わざるを 得なかった女性たちは、正面から支援されず、むしろ制度から「はみ出す」存在として扱われることになる。支援とは、語られない声に耳を澄まし、 制度の陰に隠された命に光を当てる行為である。 その営みのなかに、ソーシャルワークの倫理と希望がある。ソーシャルワークが本来果たすべき倫理的実践の意義を鋭く問い直している。私たちは、 「支援に至らなかったこと」に対してこそ応答する姿勢が必要であり、苦悩に早期に気づき、孤立を防ぎ、癒しのプロセスを支える専門職としての責務を改めて自覚しなければならない。孤立出産の事例に照らしてソーシャルワークが果たすべき使命とは、制度からこぼれ落ちた命に光をあて、「妊娠したら帰国」と語られる現実の中で「ここにいてよい」と言える支援の回路を開くことである。それは、個別支援の範囲を超えて、私たちがいかなる社会を志向するのかという倫理的課題であり、福祉の公共性そのものを問う営みである。まさにこの問いへの応答こそが、グローバル時代におけるソーシャルワークの核心的使命であるのではないだろうか。

4.おわりに

技能実習生による死体遺棄事件は、決して一個 人の非倫理的行為ではない。技能実習生の孤立出 産への対応は、単なる個別事象の支援ではなく、 制度的排除と社会的無関心への倫理的応答である。 「信頼に基づくつながり」を生む支援の在り方が 求められよう。技能実習生の多くは、雇い主や監 理団体に対して「評価される存在」であるという 意識を強く持っており、自らの弱みや不安を開示 することに大きな心理的抵抗を抱えている。その ため、妊娠などのセンシティブな問題については、 「評価される関係」ではなく、「信頼される関係」 に基づいた支援が必要である。そして「顔の見え る支援」を作っていくことこそが、技能実習生が 妊娠などの困難を抱えたとき、制度に頼れない代 わりに"人に頼る"ことを可能にする土壌を育て るのである。

(注)

- (1) 出入国在留管理庁 (2019) 『妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて (注意喚起)』
- (2) 巣内尚子 (2020)「ベトナム人女性技能実習生 と妊娠をめぐる課題」,『f visions』, No.2, pp.70-73.
- (3) コムスタカ―外国人と共に生きる会(2025) 『ベトナム人技能実習生グエットさん死体遺棄無罪主張裁判に関する記事』, http://www.kumustaka.org/TITP/Nguyet_T ITP.html(2025年6月25日参照)